

### 3 設置届の作成要領

(事業用途)

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）の提出書類は、次の要領により作成してください。

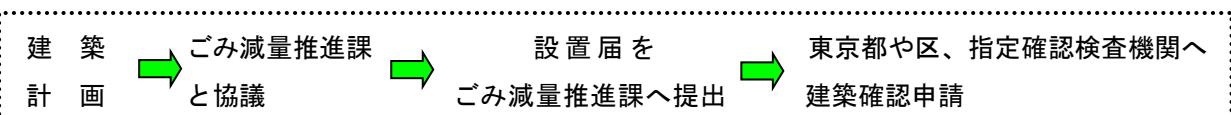
## 1 設置届の届出対象となる建築物（事業用途の場合）

事業用途のみの建築物は、廃棄物の処理方法にかかわらず事業用途の延床面積が1,000m<sup>2</sup>以上の建築物全てが対象となります。なお、仮設建築物の場合でも対象です。

ただし、複数建築物の場合は、建築物ごとではなく計画全体の延床面積をもって上記を判断します。また、増築の場合も同様です。

## 2 設置届の提出期限

設置届は、建築物計画段階で提出が必要です。東京都や区、指定確認検査機関に建築確認の申請を行う前に提出してください。



## 3 設置届の提出書類

- ◎ 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（正・副各1部）  
(P40、記入例 P33)
- ◎ 遵守事項確認書（正・副各1部）  
(P41、記入例 P34)

・大規模小売店舗立地法の適用を受ける施設は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）により算出してください（次頁）。

### 【添付図面等】：設置届の正・副に各1部添付

- ① 建築物床面積内訳書（建築物用途が一つの場合 P45、複数の場合 P46・47、記入例 P35～P37）
- ② 容器数算定の考え方（P43、記入例 P38）
- ③ 建築物設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延床面積等が分かるもの）
- ④ 建築物案内図（地図の写しで可）・配置図
- ⑤ 建築物各階平面図（同一レイアウト場合は代表階で可。認定除外部分については、色付けするなど解りやすくすること。）
- ⑥ 再利用対象物保管施設、廃棄物保管施設の配置図（位置図）（各階平面図で確認できれば省略可）
- ⑦ 再利用対象物保管施設、廃棄物保管施設の平面図・断面図（縮尺50分の1）
- ⑧ 再利用対象物保管施設、廃棄物保管施設の仕様及び面積算定図（求積図）
- ⑨ その他、廃棄物保管場所の設置に関して区長が必要と認める図面など
- ⑩ 指定容器（60リットルポリ容器）以外の保管設備（カーゴプレスタ、ポイスターなど）を使用する場合は、容積や寸法がわかる資料（パンフレットなど）
- ⑪ 事業用建築物の有効面積（延床ではないことに注意）が10,000m<sup>2</sup>以上の建築物の場合、再利用対象物保管施設面積計算表（P48）
- ⑫ 医療関係機関などで感染性廃棄物を取り扱う場合は、感染性廃棄物保管場所面積の算出根拠となる資料

大規模小売店舗立地法（以下「立地法」という。）の適用を受ける施設は、立地法により算出した廃棄物排出量が優先されます（燃やすごみ・燃やさないごみ・再利用対象物すべて含む）。前頁の提出書類①、②の代わりに以下の書類を提出するほか、区の指示に従ってください。

- I 立地法に基づく廃棄物排出量算定表
- II 保管容器資料（大きさ・容量などがわかるもの）
- III 保管容器個数の算定資料（廃棄物種別ごとに排出予測量がすべて入る容器数を算出したもの）

#### 4 廃棄物保管施設などの面積算定

##### (1) 『床面積内訳書』（P45～47、記入例 P35～37）の作成

建築物用途が一つの場合は、『床面積内訳書（事業用）』により、また、建築物用途が複数の場合は、『床面積内訳書（事業用・雑居ビル）』『算出除外面積内訳書（事業用・雑居ビル）』により、有効面積を計算してください。

通路、階段、エレベーター、踊り場、機械室、機械式駐車場、廃棄物保管場所は算出除外面積とします。なお、その他の部分を算出除外面積にしようとしている場合は、事前協議が必要となります。

『床面積内訳書（事業用）』					m <sup>2</sup> （単位）	
階	延床面積	有効面積 用途（ ）	算出除外面積	算出除外面積内訳		
				通路	階段	エレベーター
地下						
1						
2						
3						
4						
合計						

『床面積内訳書（事業用・雑居ビル）』							m <sup>2</sup> （単位）	
階	延床面積	用途						算出除外面積
			床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	
地下								
1								
2								
3								
4								
合計								

『算出除外面積内訳書（事業用・雑居ビル）』						m <sup>2</sup> （単位）
階	用途 面積	通路	階段	エレベーター	機械室	保管場所
地下						
1						
2						
3						
4						
合計						

## (2) 廃棄物保管方法の決定

『廃棄物保管設備の設置基準及び処理方法』から使用する保管設備を決定します。ポリ容器・反転コンテナボックス以外を選択する場合は、廃棄物の排出量及び保管日数などに応じて、十分に収納できるかの審査をしますので、必ず事前協議してください。

反転コンテナボックスを使用する場合は、委託する許可業者の車両に装着できるものであるかを、必ず委託許可業者に確認してください。

『廃棄物保管設備設置基準及び処理方法』							
廃棄物	廃棄物保管設備の種類					処理方法	
	容器	反転コンテナボックス	自動貯留排出機	車両搭載式コンテナ等	その他	自己処理	許可業者
燃やすごみ	○	○	○	○	○	○	○
燃やさないごみ							

## (3) 『容器数算定の考え方』(P43、記入例 P38) の作成

『床面積内訳書』で算出した床面積から容器数を決定します。

- ① 『施設用途別廃棄物排出基準』(P25)により算出します。別に、区の収集を利用しない場合で、過去データを用いて算出する方法については、事前協議してください。
- ② 施設用途欄に記載された用途外建築物は、類似用途を用いて算出するので事前協議してください。
- ③ 事業系ごみは、「燃やすごみ（主に事業系一般廃棄物）・燃やさないごみ（主に産業廃棄物）」に区分し、その割合で算定してください。なお、医療関係機関などで感染性廃棄物を取り扱う場合は、感染性廃棄物保管場所の設置も必要ですので排出見込量に応じた保管面積を確保してください。
- ④ 事業系ごみの区分割合は、排出見込量に応じた割合としてください。類似施設の実績がない場合は、燃やすごみ（主に事業系一般廃棄物）0.75：燃やさないごみ（主に産業廃棄物）0.25としてください。
- ⑤ 廃棄物収集方法、収集間隔を決めます。
  - (a) 事業系ごみは、自己処理するか許可業者（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）への委託となります。委託する場合は、収集運搬契約見込みから収集方法と収集間隔を決定します。
  - (b) 容器容量は、容積でなく重量換算します。60 リットル=15 kgとします。

『施設用途別廃棄物排出基準』			
施設の用途	1日あたりの排出基準	施設の用途	1日あたりの排出基準
事務所	0.04kg/m <sup>2</sup>	学校・保育園	0.02kg/m <sup>2</sup>
文化・娯楽施設	0.03kg/m <sup>2</sup>	ホテル	0.06kg/m <sup>2</sup>
店舗（飲食店）	0.20kg/m <sup>2</sup>	工場	0.08kg/m <sup>2</sup>
店舗（物品販売）	0.08kg/m <sup>2</sup>	駐車場	0.005kg/m <sup>2</sup>
病院、診療所	0.08kg/m <sup>2</sup>	鉄道駅舎	0.005kg/乗降客
デイ・サービス施設 養護・有料老人ホーム	0.06kg/m <sup>2</sup>	流通センター、倉庫、 廃棄物中間処理施設	0.06kg/m <sup>2</sup>
特別養護・軽費老人ホーム 介護老人保健施設	0.08kg/m <sup>2</sup>	サービス付き 高齢者向け住宅	※住宅用途のため、 P3~19をご参照ください

※用途に無い建物については、類似する施設の用途に当てはめます。

※特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設等において、入居者が日常生活に伴い排出するごみ（家庭系みなし廃棄物）については、区が収集できる場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

『容器数の算定の考え方』						
用途	廃棄物等の区分	床面積又は人員×排出基準×燃やす・燃やさない・資源の割合×収集間隔 ÷容器容量=A（※バットボトルについては住戸数で算定する）	最低必要個数 B（切上げ）	予備率※の加算C	必要個数 D（切捨て）	
	燃やすごみ	[ ]m <sup>2</sup> × ( )kg × 0.75 × ( )日 ÷ [ ]kg = ⑦	個	Aの⑦×1.4=	個	
	燃やさないごみ	[ ]m <sup>2</sup> × ( )kg × 0.25 × ( )日 ÷ [ ]kg = ⑧	個	Aの⑧×1.4=	個	
	燃やすごみ	[ ]m <sup>2</sup> × ( )kg × 0.75 × ( )日 ÷ [ ]kg = ⑨	個	Aの⑨×1.4=	個	
	燃やさないごみ	[ ]m <sup>2</sup> × ( )kg × 0.25 × ( )日 ÷ [ ]kg = ⑩	個	Aの⑩×1.4=	個	
	燃やすごみ	[ ]m <sup>2</sup> × ( )kg × 0.75 × ( )日 ÷ [ ]kg = ⑨	個	Aの⑨×1.4=	個	
	燃やさないごみ	[ ]m <sup>2</sup> × ( )kg × 0.25 × ( )日 ÷ [ ]kg = ⑩	個	Aの⑩×1.4=	個	

※予備率とは…収集が予定どおりに行われない場合などを想定したものです。

#### (4) 『保管施設面積の算定』

- 下表に定める 60 リットル丸型ポリ容器、60 リットル角型ポリ容器など使用する保管容器の必要面積をもとに、作業面積を考慮したうえで容器を配置し面積を算定します。  
容器の配置は、P27、P28 のとおりです。反転コンテナボックス、その他の容器を利用する場合は、利用容器の容積や寸法のわかる資料を添付し、事前協議してください。

『容器等の底面積』		
ポリ容器（60 リットル）	丸型	0.36 m <sup>2</sup> (0.6 m × 0.6 m)
	角型	0.19 m <sup>2</sup> (0.55 m × 0.35 m)



※ポリ容器は丸型を推奨します。角型は使用状況によって破損しやすいことを考慮してください。

#### 5 再利用対象物保管施設の面積算定

床面積内訳書



再利用対象物保管施設必要面積算出基準により  
再利用対象物保管施設最低必要面積を算出

次ページの『再利用対象物保管施設の必要面積算出基準』により決定します。廃棄物保管施設面積で作成した『床面積内訳書』（P45、46）を利用し、設置届の再利用対象物保管施設面積欄に記入してください。

『再利用対象物保管施設の必要面積算出基準』（抜粋）					
用途	有効面積 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	50,000 m <sup>2</sup> 以上 100,000 m <sup>2</sup> 未満	100,000 m <sup>2</sup> 以上
事務所 飲食店 学 校 病院・診療所	3 m <sup>2</sup> 以上	4 m <sup>2</sup> 以上	$4 m^2 + \frac{(\text{有効面積}-10,000 m^2)}{10,000 m^2} \times 3 m^2$ 以上	$16 m^2 + \frac{(\text{有効面積}-50,000 m^2)}{10,000 m^2} \times 2 m^2$ 以上	26 m <sup>2</sup> 以上
		4 m <sup>2</sup> 以上	$4 m^2 + \frac{(\text{有効面積}-10,000 m^2)}{10,000 m^2} \times 3 m^2$ 以上	$16 m^2 + \frac{(\text{有効面積}-50,000 m^2)}{10,000 m^2} \times 2 m^2$ 以上	40 m <sup>2</sup> 以上
		3 m <sup>2</sup> 以上	$3 m^2 + \frac{(\text{有効面積}-10,000 m^2)}{10,000 m^2} \times 2 m^2$ 以上	$11 m^2 + \frac{(\text{有効面積}-50,000 m^2)}{10,000 m^2} \times 1 m^2$ 以上	16 m <sup>2</sup> 以上

なお、有効面積（延床面積から算定除外面積を除いた面積）が10,000 m<sup>2</sup>以上の場合は、『再利用対象物保管施設必要面積計算表』（P48・49）を利用して下さい。また、算出にあたっては、次のことに注意して下さい。

- ① 同一敷地内に複数の建築物があり、棟ごとに再利用対象物保管施設を設置する場合は、棟ごとの有効面積に応じた最低必要面積を確保します。
- ② 用途欄に記載された用途以外の建築物の場合は、類似用途を用いて算出するので、事前協議してください。

## 6 廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の配置・構造などの決定

廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の配置や構造は、利用者の利便性、作業の安全、衛生保持の面などを考慮して決めます。（立地法の適用を受ける施設も含みます）

### （1）廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の配置

保管施設や容器の配置例は、図5（P27）、図6（P30）のとおりです。

廃棄物保管施設については2段構造にすることができ、その場合はP28のとおりです。

### （2）廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の設置及び構造基準

詳細は『大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱』及び『事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要綱』によりますが、概要は次のとおりです。

- ① 他の用途と兼用しないこと。
- ② 引火性、爆発性物保管場所などに近接していない場所に設置すること。
- ③ 建築物1棟につき1か所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、必ず事前協議をすること。
- ④ 保管施設の出入り口（扉）は、幅（有効）90cm以上、高さ（有効）200cm以上とし密閉できる構造にすること。搬出経路も同様の基準を満たすこと（反転コンテナボックスを使用の場合は幅（有効）180cm以上で搬出経路も同様とし、段差や傾斜がないこと）。
- ⑤ 清潔保持のため、水栓などの洗浄設備、排水口などの排水設備を設置すること。
- ⑥ 換気扇などの換気設備、照明設備を設置すること。（吸気口はP28を参照）
- ⑦ 廃棄物の飛散、雨水の流入等を防止するため、屋根・囲い（壁）を備えた密閉できる構造にすること。（グレーチング、パンチング加工などの通風構造は不可）
- ⑧ 有効面積（内のり）を確保すること。
- ⑨ 住宅用途と共有する場合は、家庭系及び事業系の廃棄物区分を明確にすること。
- ⑩ 清掃車両が敷地内進入する場合は、作業安全性等を十分配慮すること。また、敷地出入口は、交通規則などを遵守すること。
- ⑪ その他十分な安全対策を講じるほか、区の指示に従うこと。

## 図5 廃棄物保管施設の容器などの配置例

容器などの必要面積は以下のとおりです。

- ポリ容器 (60リットル) 

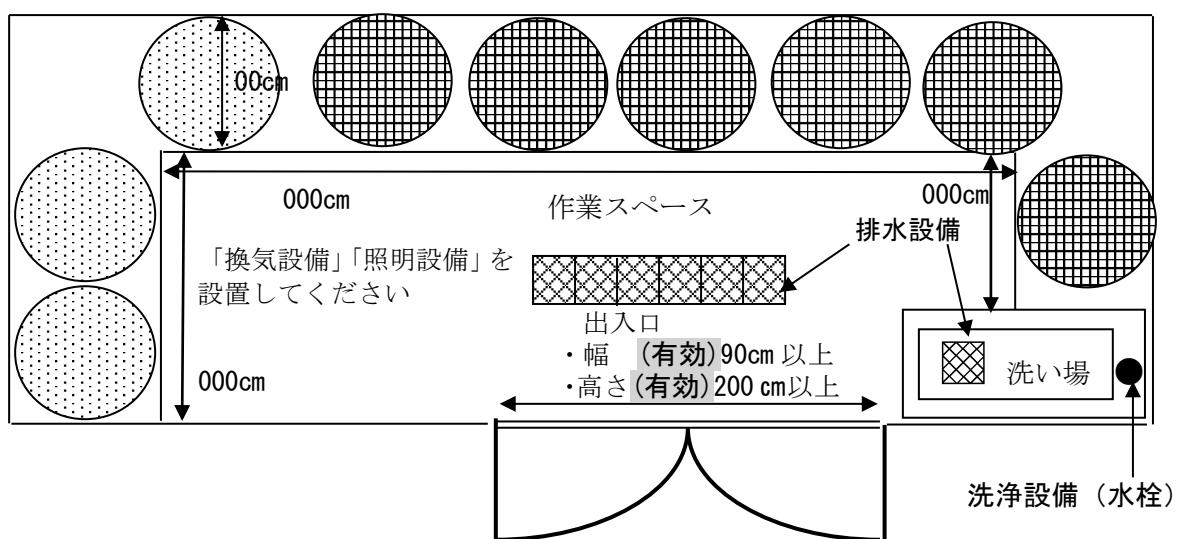
丸型	.....	0.36 m <sup>2</sup> (0.6m×0.6m)
角型	.....	0.19 m <sup>2</sup> (0.55m×0.35m)

※ポリ容器は丸型を推奨します。角型は使用状況によって破損しやすいことを考慮してください。

- 反転コンテナボックス：事前協議をしてください。

容器などの規格に十分注意して、次のように配置してください。

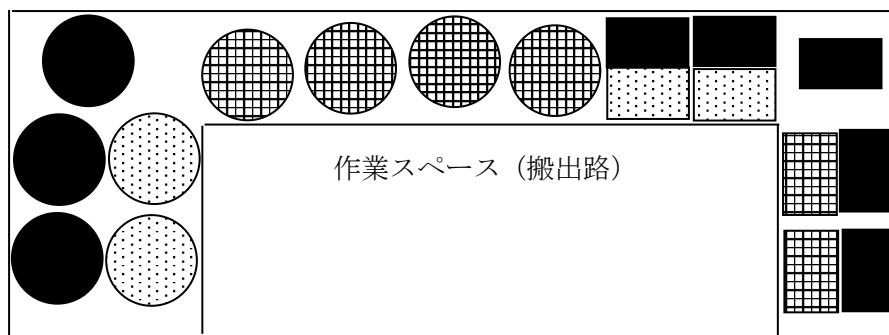
**※棚の幅や長さ、高さを有効寸法で図面に記入してください。**



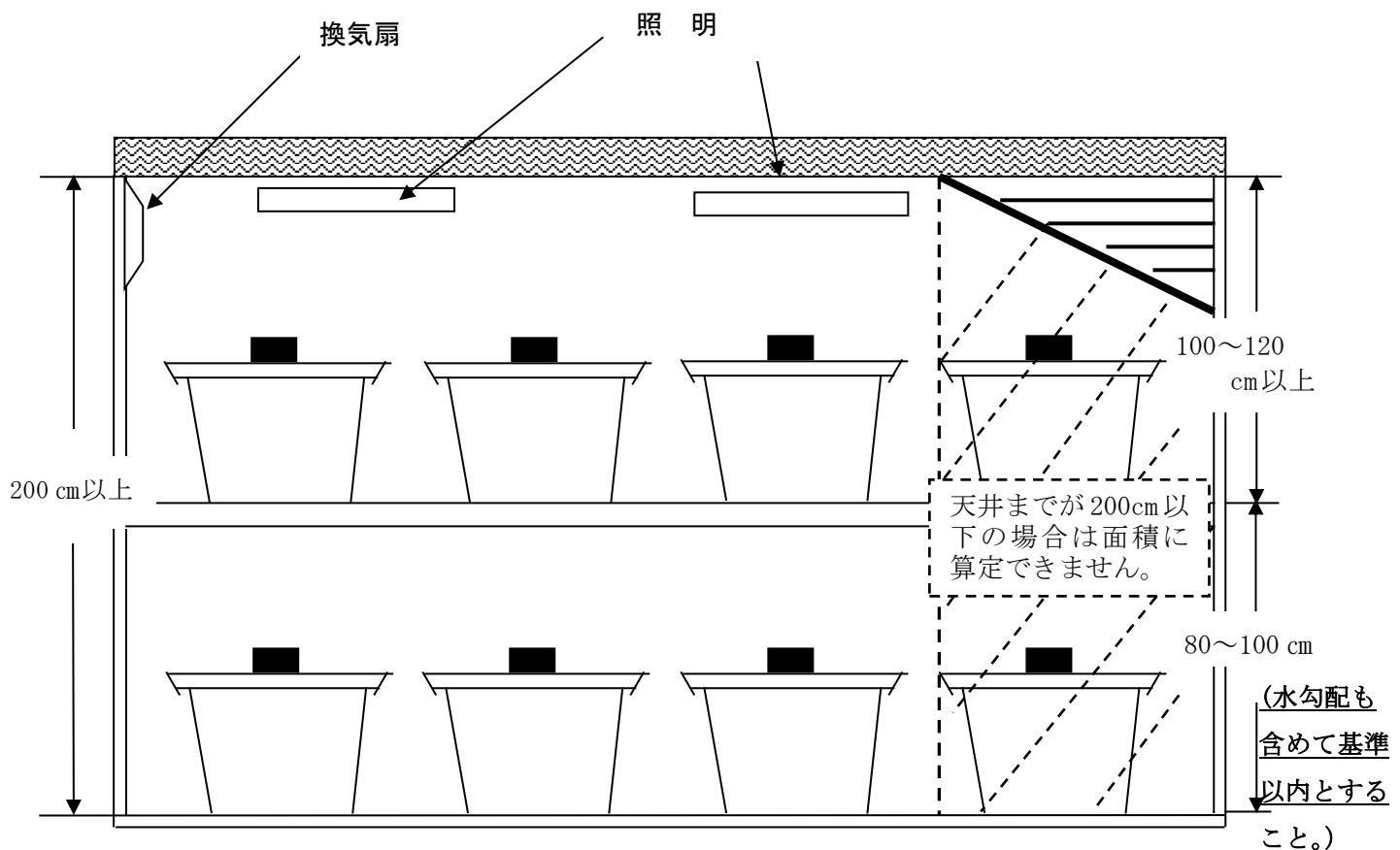
- \* 棚を設ける場合は、各容器の必要面積が配置できる幅を確保してください。
- \* **棚の幅や長さ、高さを有効寸法で図面に記入してください。**
- \* 洗い場には、水栓、排水設備を取り付けてください。なお、水栓はホースなどを使って施設内を洗浄できれば施設外に設置可能ですが。その場合は施設外に設置する旨の記載をしてください。
- \* **どの容器も作業スペース（搬出路）に接するように配置してください。**
- \* **開放時のドアの厚みを考慮し、有効幅を確保してください。**

### 【悪い配置例】

黒塗り部分は作業スペース（搬出路）に接していないため不可となります。

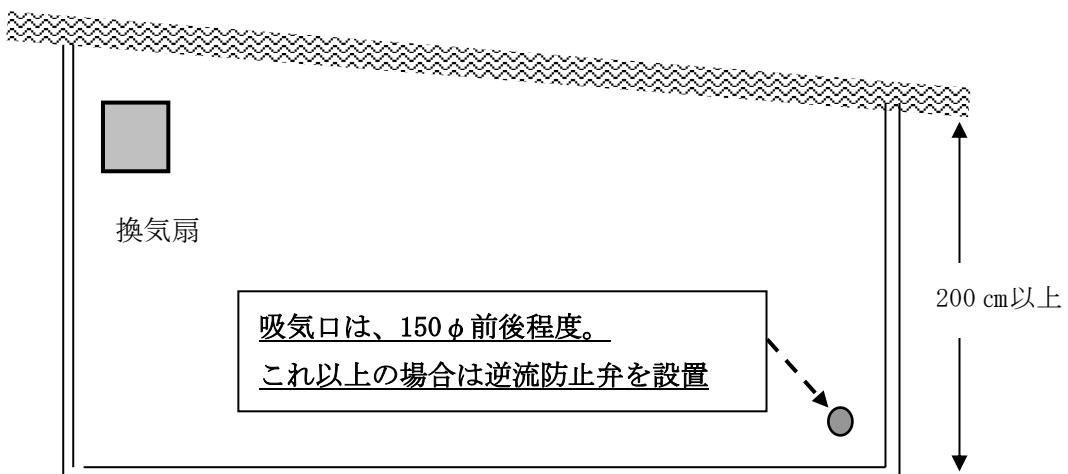


## 断面図（燃やすごみ・燃やさないごみ）



- \* 天井の高さは、200cm以上確保してください。200cm以下の部分は面積に算定できません。
- \* 2段構造の場合、棚の高さは水勾配も含めて80cm以上100cm以下としてください。なお、長さは棚の上部分からを計測します。

## 側面図（屋外設置例）



- \* 屋根・囲い（壁）は必ず設置してください。（廃棄物が飛散、悪臭が発散、雨水が流入するようなグレーチング、パンチング加工などの通風構造は不可）
- \* 換気設備及び照明を設置してください。

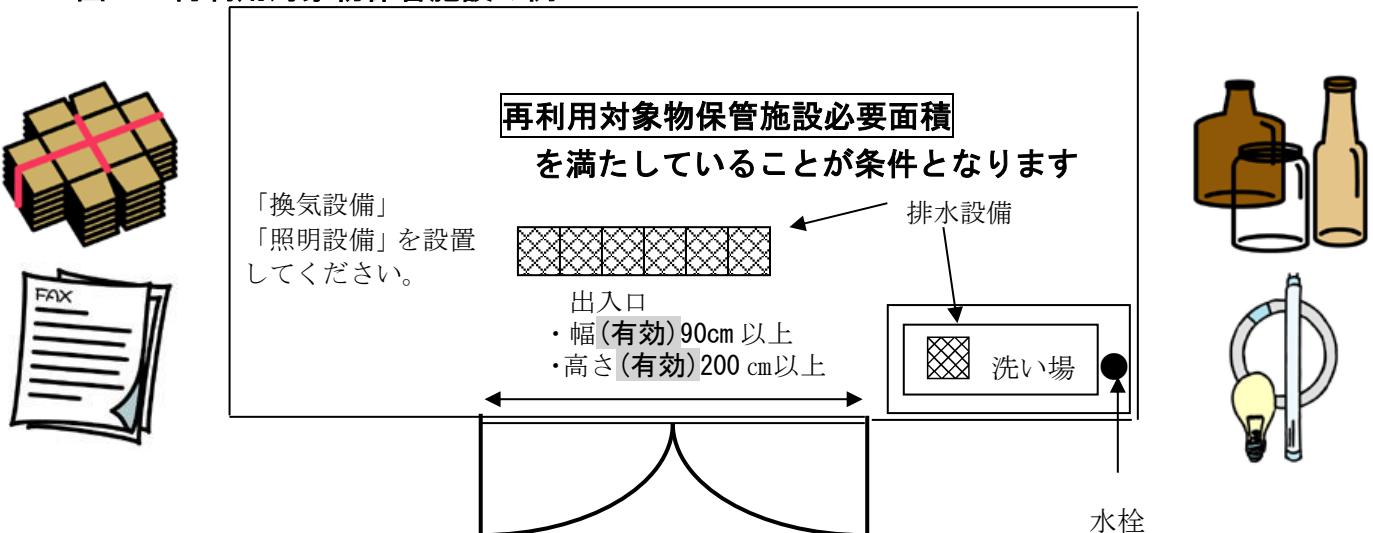
**別表 再利用対象物保管施設の必要面積算出基準**

用途 有効 面積	3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	50,000 m <sup>2</sup> 以上 100,000 m <sup>2</sup> 未満	100,000 m <sup>2</sup> 以上
事務所	3 m <sup>2</sup> 以上	4 m <sup>2</sup> 以上	$4 m^2 + \frac{(\text{有効面積} - 10,000 m^2) \times 3 m^2}{10,000 m^2}$ 以上	$16 m^2 + \frac{(\text{有効面積} - 50,000 m^2) \times 2 m^2}{10,000 m^2}$ 以上	26 m <sup>2</sup> 以上
飲食店					
学校		4 m <sup>2</sup> 以上			
病院・診療所		4 m <sup>2</sup> 以上	$4 m^2 + \frac{(\text{有効面積} - 10,000 m^2) \times 4 m^2}{10,000 m^2}$ 以上		40 m <sup>2</sup> 以上
店舗・ホテル		3 m <sup>2</sup> 以上	$3 m^2 + \frac{(\text{有効面積} - 10,000 m^2) \times 2 m^2}{10,000 m^2}$ 以上	$11 m^2 + \frac{(\text{有効面積} - 50,000 m^2) \times 1 m^2}{10,000 m^2}$ 以上	16 m <sup>2</sup> 以上
文化・娯楽施設など					

**注意事項**

- 1 上記用途に該当しない事業用大規模建築物は、事前協議をしてください。
- 2 主たる用途に付随する事務所などは、主たる用途とみなします。
- 3 事業用途部分の有効面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満で用途が複合する建物の最低必要面積は 4 m<sup>2</sup>以上としてください。
- 4 有効面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上の建築物は、P48 の「再利用対象物保管施設面積計算表」を利用して最低必要面積を算出してください。
- 5 小数点第 2 位を四捨五入してください。
- 6 棚などを設ける構造であっても、上記表に基づく床面積を確保してください。

図6 再利用対象物保管施設の例



- \* 洗い場には、水栓を設置してください。なお、水栓はホースなどを使って保管施設内を洗浄できれば施設外に設置可能です。その場合は施設外に設置する旨の記載をしてください。
- \* 開放時のドアの厚みを考慮し、有効幅を確保してください。

## 7 感染性廃棄物保管場所の面積・配置・構造などの決定

医療機関などで感染性廃棄物が排出される場合は、廃棄物保管場所とは別に専用の感染性廃棄物保管場所を確保しなければなりません。その配置や構造は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律(法12条の2 第2項)』及び『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(規則8条の13)』によって規定されている保管基準に従い、生活環境保全上支障がないように決めます。

### (1) 排出量の算定

計画される業態に応じ、同一業種の他建築物から排出される感染性廃棄物の量を基礎に、床面積や、病床数などの比較で予測排出量を算出します。なお、算出方法・算出資料の形式は任意となります。

### (2) 面積の算定

収集間隔に応じた排出量が全て保管できる容器の個数(保管容器に関しては専用容器を利用する場合は、その大きさと容量が分かる資料を添付)を算出します。

保管場所面積は、算出された容器の必要面積が並ぶ面積を確保してください。

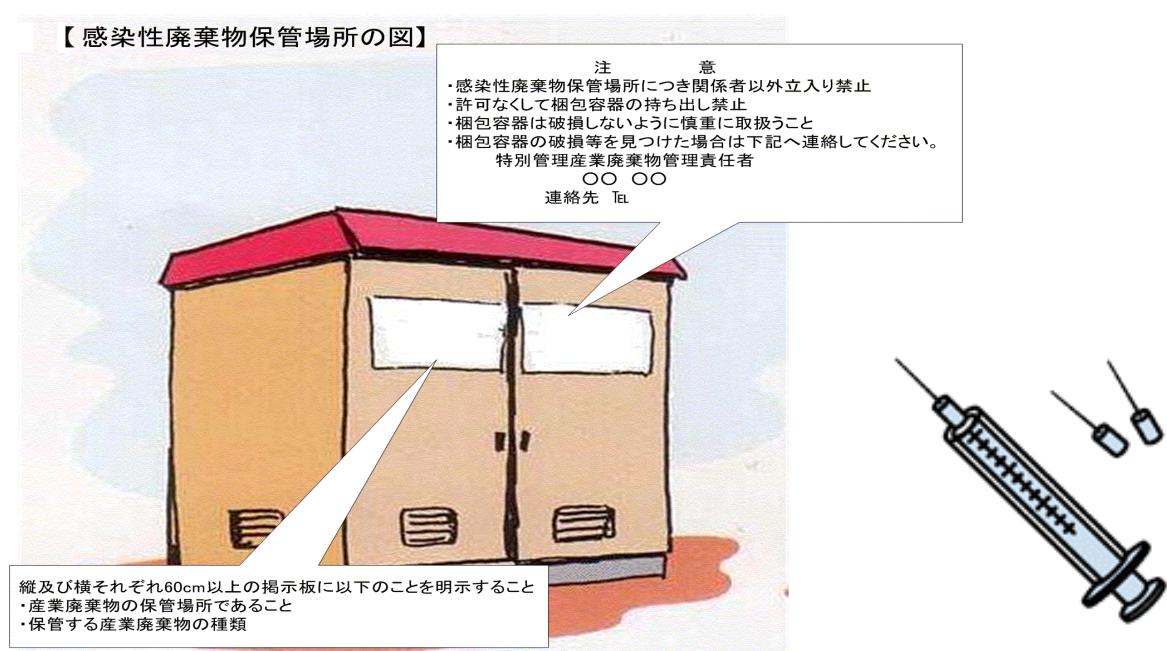
### (3) 配置・構造等の決定

保管方法や構造基準は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル 平成29年3月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部」に適合するものであること。

主なものは以下のとおり。

- ① 保管場所については、建屋内に設けるとともに、十分な管理（例えば温度管理、照度管理、臭気管理、定期的な清掃・消毒実施など）に努めること。
- ② 感染性廃棄物の保管は、極力短期間とすること。やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、冷蔵庫に入れるなど腐敗しないように必要な措置を講じること。
- ③ 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、他の廃棄物と区別して保管すること。（施錠できる専用施設）
- ④ 感染性廃棄物保管場所から当該感染性廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発散が生じないようにし、汚水が生ずる恐れがある場合には公共水域などの汚染を防止するために必要な排水設備等を設けるとともに底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ⑤ 保管場所には、周囲に囲いが設けられていること。
- ⑥ 保管場所には、ネズミが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑦ 保管場所には見やすい箇所に下記の例を参考にして取扱注意等の表示を行うこと。表示は縦横それぞれ60cm以上とすること。
- ⑧ スペースの関係上専用の保管場所が設けられない場合は、関係者以外がみだりに立ち入ることのできない所で感染性廃棄物の保管を行うこと。（診察室など、患者の方と接触する場所で保管はしないでください。）

図7 感染性廃棄物保管場所の例



## 4 提出書類記入例

(事業用途)

再利用対象物保管場所設置届  
兼廃棄物保管場所等設置届

令和〇年4月1日

(提出先)

足立区長

(建設者) 住所 東京都足立区中央本町1丁目17-51

氏名 環清掃株式会社 代表取締役 ●● ●●

電話番号 ( 6666 ) 4444

建築主

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条第6項・第50条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

## 1. 建築物の概要

設計者	住所 東京都足立区東千住9丁目10-20 氏名 足立東設計事務所 代表取締役 ■■ ■■	電話番号 8888-2222	
工事施工者	住所 東京都足立区西千住8丁目20-30 氏名 足立西建設株式会社 代表取締役 ▲▲ ▲▲	電話番号 7777-3333	
建築物の所在地	足立区西千住2丁目2番(以下未定)		
建築物の名称	(仮称)足立ベルモントビル		
建築物の用途	店舗(飲食店、物品販売(スーパー))、病院		
敷地面積	<b>1.709.92 m<sup>2</sup></b>		
延床面積	<b>3.051.24 m<sup>2</sup></b> (内訳)住宅用 事業用 <b>3.051.24 m<sup>2</sup></b>	m <sup>2</sup> (戸)	
構造	鉄筋コンクリート 造、地上 <b>5</b> 階 地下 <b>1</b> 階		
予定期日	工事着手 <b>令和〇年7月1日</b>	工事完成 <b>令和△年3月1日</b>	使用開始 <b>令和△年4月1日</b>

有効面積(内のり)

## 2. 再利用対象物保管場所(条例第19条第6項関係)

保管施設	地上・地下 <b>1</b> 階、 1 か所、 <b>4.5 m<sup>2</sup></b>
------	--

## 3. 廃棄物保管場所等(条例第50条第1項関係)

保管施設	地上・地下 <b>1</b> 階、 1 か所、 <b>33.42 m<sup>2</sup></b>
保管設備	種別 丸型ポリ容器、容量 <b>60 リットル</b> · m <sup>3</sup> 、設置数 <b>35 個</b> · 台
廃棄物持出場所	地上・地下 階、 か所、 m <sup>2</sup>
粗大ごみ持出場所	地上・地下 階、 か所、 m <sup>2</sup>
清掃車通行道路 車道幅員	公・私道、 <b>6 m</b> 洗浄排水 設備 売 洗浄 <b>1</b> か所、排水 <b>1</b> か所

建築物用途が事業用のみの  
場合は記入不要

受付欄	
(再利用)	(廃棄物)

# 遵守事項確認書

【事業用途記載例】

建築物の使用実態に  
合わせて作成してく  
ださい。

私は、次の建物に設置する廃棄物保管場所等の使用に関し、下記事項を遵守します。

建築物名称：(仮称) 足立ベルモントビル

建築物住所：足立区西千住2丁目2番(以下未定)

記

## 【処理業者に委託する場合】

- 1 本建物の廃棄物の処理は事業者の責任において行います。他者による場合は許可を有する業者に委託します。
- 2 廃棄物の収集および保管場所の使用などにより、近隣住民等から苦情あるいは紛争の問題が生じた場合は、事業者の責任において解決するよう努めます。
- 3 容器数、廃棄物保管場所などの面積に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに増加、増設します。
- 4 再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所は常に清潔を保ち使用します。
- 5 建築物の分譲、又は管理等を委託した後も上記の項目については責任を持って解決するよう努めます。
- 6 感染性廃棄物については、他の廃棄物と混ざることのないように感染性廃棄物の保管場所を確保した上で厳重に管理し（表示・施錠の徹底等）、管理の内容に責任を持ちます。
- 7 新たに感染性廃棄物のほかに特別な管理を要する廃棄物が生じことになった場合は、適正な管理・排出を行います。

感染性廃棄物を扱う場合

## 【区の収集を利用する場合】

- 1 区が処理する事業系廃棄物の基準を守り、「事業系有料ごみ処理券」を貼付し、区が定める方法の分別により適正な排出を行います。
- 2 廃棄物保管場所内の各ごみは、決められた曜日、時間に持出場所へ出します。
- 3 容器、廃棄物持出場所などの管理については、区の収集業務に支障のないようにします
- 4 収集日には、事業者（管理受託者含む）が容器の持出し、収集後の容器の収納を担当します。  
また、廃棄物保管施設、持出場所、容器などは清潔に管理し、排出作業の際は十分に注意します。

(提出先)

令和〇年3月31日

足立区長あて

建設者 住所 東京都足立区中央本町1丁目17-51  
氏名 環清掃株式会社 代表取締役 ●● ●●

本確認書は2部作成し廃棄物保管場所設置届を提出する際に正・副本に添付する

## 床面積内訳書(事業用)

$m^2$  (单位)

\* 有効面積の合計数値が、『保管施設の面積算定表』の事業用途の床面積になります。

## 床面積内訳書(事業用・雑居ビル)

m<sup>2</sup>(単位)

ωの

階	用途 延床面積	店舗 (飲食)	店舗 (物販)	病院				算出除外面積
		床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	
地下	<b>510.24</b>	<b>128.60</b>						<b>381.64</b>
1	<b>508.20</b>		<b>400.30</b>					<b>107.90</b>
2	<b>508.20</b>		<b>400.30</b>					<b>107.90</b>
3	<b>508.20</b>		<b>400.30</b>					<b>107.90</b>
4	<b>508.20</b>		<b>400.30</b>					<b>107.90</b>
5	<b>508.20</b>		<b>21.36</b>	<b>181.91</b>				<b>304.93</b>
合計	<b>3051.24</b>	<b>128.60</b>	<b>1622.56</b>	<b>181.91</b>				<b>1118.17</b>

\* 各床面積の合計数値が、『保管施設の面積算定表』の各用途の床面積になります。

## 算出除外面積内訳書(事業用・雑居ビル)

m<sup>2</sup> (単位)

ω

階	面積	用途								
		通路	階段	エレベーター	機械室	保管場所				
地下	<b>381.64</b>	<b>18.50</b>	<b>55.71</b>	<b>7.20</b>	<b>255.23</b>	<b>45.00</b>				
1	<b>107.90</b>	<b>44.99</b>	<b>55.71</b>	<b>7.20</b>						
2	<b>107.90</b>	<b>44.99</b>	<b>55.71</b>	<b>7.20</b>						
3	<b>107.90</b>	<b>44.99</b>	<b>55.71</b>	<b>7.20</b>						
4	<b>107.90</b>	<b>44.99</b>	<b>55.71</b>	<b>7.20</b>						
5	<b>304.93</b>	<b>42.02</b>	<b>55.71</b>	<b>7.20</b>	<b>200.00</b>					
合計	<b>1118.17</b>	<b>240.48</b>	<b>334.26</b>	<b>43.20</b>	<b>455.23</b>	<b>45.00</b>				

※提出する各階平面図に、用途（通路、階段、エレベーター、機械室など）ごとに面積を記入してください。また、色分けをして有効面積との区分を明確にしてください。

## 保管施設必要面積とは

「容器数算定の考え方」により必要個数を算出し、「段置きの考え方」により容器の必要個数がすべて並べられる必要列数の算定をおこないます。列数分の必要面積が並ぶスペースと、すべての容器が面した作業スペース(搬出路はコンテナや容器（袋）を人が持て通りぬけられることが必要)に、洗い場等をあわせた面積が保管施設の全体面積となります。実際、図面にレイアウトすることで、スペースが充足しているかを確認する必要があります。

### 『容器数算定の考え方』

用 途	廃棄物等の区分	床面積又は人員 × 排出基準 × 燃やす・燃やさない・資源の割合 × 収集間隔 ÷ 容器容量 = A (※ペットボトルについては住戸数で算定する)	最低必要個数 B (切上げ)	予備率の加算 C	必要個数 D (切捨て)
住 宅	燃やすごみ	[ ] 人 × 0.8 kg × 0.69 × 3.5 日 ÷ [ ] kg = [ ] 個			
	燃やさないごみ	[ ] 人 × 0.8 kg × 0.124 × 7 日 ÷ [ ] kg = [ ] 個			
	用途別に計算し、保管容器必要個数を算出	基準要素の総計は、事業系の場合は有効面積	小数第2位を四捨五入し算出	予備率 40% ※Bではなく、Aに対して1.4を乗することに注意	Cの小数点以下を切り捨てDを算出
店舗(飲食)	燃やすごみ	$[128.60] m^2 \times [0.2] kg \times 0.75 \times [2] \text{日} \div [15] kg = 2.6$ ⑦	3 個	$A \times 1.4 = 3.6$	3 個
	燃やさないごみ	$[128.60] m^2 \times [0.2] kg \times 0.25 \times [3] \text{日} \div [15] kg = 1.3$ ⑧	2 個	$A \times 1.4 = 1.8$	1 個
店舗(物販)	燃やすごみ	$[1622.56] m^2 \times [0.08] kg \times 0.75 \times [2] \text{日} \div [15] kg = 13.0$ ⑨	13 個	$A \times 1.4 = 18.2$	18 個
	燃やさないごみ	$[1622.56] m^2 \times [0.08] kg \times 0.25 \times [3] \text{日} \div [15] kg = 6.5$ ⑩	7 個	$A \times 1.4 = 9.1$	9 個
病院	燃やすごみ	施設用途別廃棄物排出基準	収集間隔の実態を記入	容器の個数は、事業系ごみの区分を燃やすごみ・燃やさないごみとして算定	DがBより少ないと場合は、最低必要個数Bを必要個数とする。
	燃やさないごみ				

#### 《算定上の注意》

- 用途別に行い必要個数を決定する。
- 基準要素の総計は、住宅は総人員、事務所等は有効面積を記入する。
- 収集間隔は実態で記入する（区収集の場合は燃やすごみ3日、燃やさないごみ14日、資源7日、委託の場合は、契約予定内容による）。
- 60ドン丸型ポリ容器及び60ドン角型ポリ容器1個当たりの容量は15kgとする（反転コンテナボックス使用の場合は175kgとする）。
- 古紙、びん、缶、ペットボトルの容器容量は、古紙5.7kg、びん12.5kg、缶3kg、ペットボトル9.3kgとする。
- 容器の個数は、家庭廃棄物の区分を燃やすごみ・燃やさないごみ・資源として、事業系廃棄物の区分を燃やすごみ・燃やさないごみとして算出する。
- Aは、小数第2位を四捨五入する。Aの小数点以下を切り上げて最低必要個数Bを算出する。
- 予備率は、40%を確保する。
- 必要個数DはCの小数点以下を切り捨てる。
- 必要個数Dが最低必要個数Bより少ないと場合は、最低必要個数を必要個数とする。